

再 興 戦 略				
1	2	3	4	5

## 第1節 生活基盤の充実

### 【現況と課題】

#### － 量的拡大から質的向上へ －

市民が快適に豊かな生活を送るためには、生活道路や上下水道、住宅、公園等の基礎的なインフラが整っていることが必要となります。

本市は、これまで、人口増加を背景とした市街地や居住地の拡大に伴い、快適な市民生活の向上に向け、生活道路等の基礎的なインフラの整備を積極的に進めてきました。

しかし、平成27年8月に策定した敦賀市人口ビジョンによれば、本市の人口は平成52年には6万人を、平成72年には5万人を割り込む水準にまで落ち込むことが予測されます。そのため、長期的な視点のもとで、人口減少を前提とする必要があることから、まちづくりや基礎的なインフラ整備において大きな転換期を迎えていると言えます。

これまでの基礎的なインフラ整備は、人口増加に伴う居住地域の広がりの中で、これに対応すべく、いわゆる量的拡大を基本的な方向性としてきました。しかし、今後、人口減少を前提とする中で、生活道路や上下水道等の基礎的なインフラにおける行政需要が低下するだけでなく、これらを維持するための税財源が縮小することから供給可能性をも低下させることとなります。

このことから、今後、人口減少が進行するといった長期的な視点のもとで、基礎的なインフラ整備においては、これまでの量的拡大から、個々のきめ細かな課題や適切な維持管理といった質的向上に転換する必要があると言えます。

#### － きめ細かな課題の解決 －

生活道路については、人口減少とともに高齢人口が増加といったように人口構成が変化していくことから、交通弱者に配慮した改良を行うとともに、除雪体制の維持といった利用しやすい環境を整えることが求められています。

また、住宅については、人口の年齢構成が変化するに伴い、求められる行政需要が変化していくことから、公営住宅における高齢の入居者への対応や老朽化対策、景観の保全と防犯等の観点からの空家・空地等の対策といったように、これまでの量的拡大の方向性の中で、あまり鑑みられることがなかった、利用者の態様等に応じたきめ細かな課題の解決が求められています。

## 一 適切な維持管理 一

上下水道については、生活道路と同様に、量的拡大を進めてきたところですが、他のインフラと比較して、事業収入（利用料金等）をもって、これと均衡が果される中で経営を行うことが求められています。

このことから、未普及地区の解消を進めていく必要はあるものの、人口減少に伴い減少する事業収入の範囲内で運営することができるよう、これまで整備してきたインフラの修繕や更新を含む適切な維持管理へ軸足を移すことが強く求められています。

また、公園においては、平成28年3月に「第2次敦賀市緑の基本計画」を策定し、将来の人口動向に応じた都市公園整備の方針を定めました。今後はこれに基づき、地域や利用者のニーズに応じた機能の再編や統廃合による配置の再編により、公園のストック効果が高まるよう、都市公園の適正配置を進めていくだけでなく、地域住民との協働により管理等を進めていく必要があります。

### ◆ 図表 1-1 本市の市営住宅等の状況

#### ・市営住宅の状況

住宅の種類	(平成27年4月1日現在)			
	公営住宅	改良住宅他	特定公共賃貸住宅	合計
戸数	1,126	478	8	1,612

#### ・優良賃貸住宅の状況

住宅の種類	(平成27年4月1日現在)		
	一般向	高齢者向	合計
棟数	8	2	10
戸数	60	25	85

※出典：住宅政策課

### ◆ 図表 1-2 本市の公園の種類と公園数

公園の種類	公園数	(平成27年4月1日現在)
		面積
都市公園	40カ所	144.9ha
総合公園	2	96.2
運動公園	1	32.7
近隣公園	3	8.2
街区公園	31	6.6
都市緑地	1	1.0
広場公園	2	0.2
児童遊園地	10	0.5ha
開発行為による緑地	86	3.5ha
合計	136カ所	148.9ha

※出典：都市政策課

## 【基本的な方向性】

今後、長期的な視点において人口の減少が不可避となり、公用・公共施設における行政需要と供給可能性がいずれも低下する中、これまでの量的拡大から、きめ細かな課題の解決や適切な維持管理といった質的向上へ転換していく必要があることから、生活道路をはじめとする基礎的なインフラ整備について、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 生活道路の改良と適切な維持管理

人口減少と高齢人口の増加が今後すう勢となる中、生活道路については、高齢者や障がい者をはじめとした交通弱者に配慮した改良を行うとともに、請負業者の確保対策を含めた除雪体制の維持に努めるなど、市民が利用しやすい環境を整えていきます。

### (2) 質の高い住宅の改良と空家・空地対策

人口構成の変化の中で、入居者の高齢化や多様化に向けた対応を行うとともに、施設の老朽化に対する長寿命化を実施していきます。

また、人口減少等を背景として増加している空家・空地については、景観及び防犯等の観点から、平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、対策計画の策定や空家の有効活用の促進を検討していきます。

### (3) 公園機能の再編・再配置の検討と適切な維持管理

人口減少が進行し、市街地や居住地域の拡大に限界が見える中、公園については、「第2次敦賀市緑の基本計画」の定める将来の人口動向に応じた都市公園の整備方針に基づき、子育て支援や健康づくりなどのニーズに応じた機能の再編、統廃合による配置の再編を検討するとともに、改修及び修繕等の適切な維持管理を実施します。

また、今後、公園・緑地等については、地域住民との協働による維持管理を進めていきます。

#### ◆ 図表1-3 将来の人口動向に応じた都市公園の整備方針

- ① 将来的な人口増加や年少人口の比率が現状水準を確保する地区においては、都市公園を整備するものとし、既存の都市公園については利用者のニーズを踏まえた機能充足や防犯対策、安全性の確保を図る。
- ② 都市公園の配置上、誘致圏域がカバーされていない場合には、新たな都市公園の整備や既存の都市公園の統廃合を踏まえた再配置を検討する。
- ③ 当面の間人口が増加するものの、中長期的には人口減少に転じる地区においては、既存の都市公園の活用を図るものとし、優先的に既存の都市公園の機能充足や防犯対策、安全性の確保を進める
- ④ 将来的な人口減少や高齢化の進展が見込まれる地区においては、利用者の変化やニーズを踏まえ、都市公園の統廃合やリニューアルの検討を行うとともに、地域住民の利用ニーズに合った維持管理ができるよう、維持管理主体の地元への移管なども検討する。

#### (4) 経営の健全性を前提とした上下水道等の整備・更新と適切な維持管理

上下水道の整備については、この運営が地方公営企業法に基づき行われることから、将来における長期的な人口減少のすう勢を十分踏まえ、経営の健全性を前提とした未普及地区への整備と管路の耐震化をはじめとした更新とともに、適切な維持管理を実施していきます。

また、下水道の整備にあつては、経営の健全性が確保できない未普及地区にあつては合併処理浄化槽の普及とともに、近年の異常降雨に対応するための浸水対策を図ります。

◆ 図表 1-4 本市の水道、下水道、合併処理浄化槽の状況

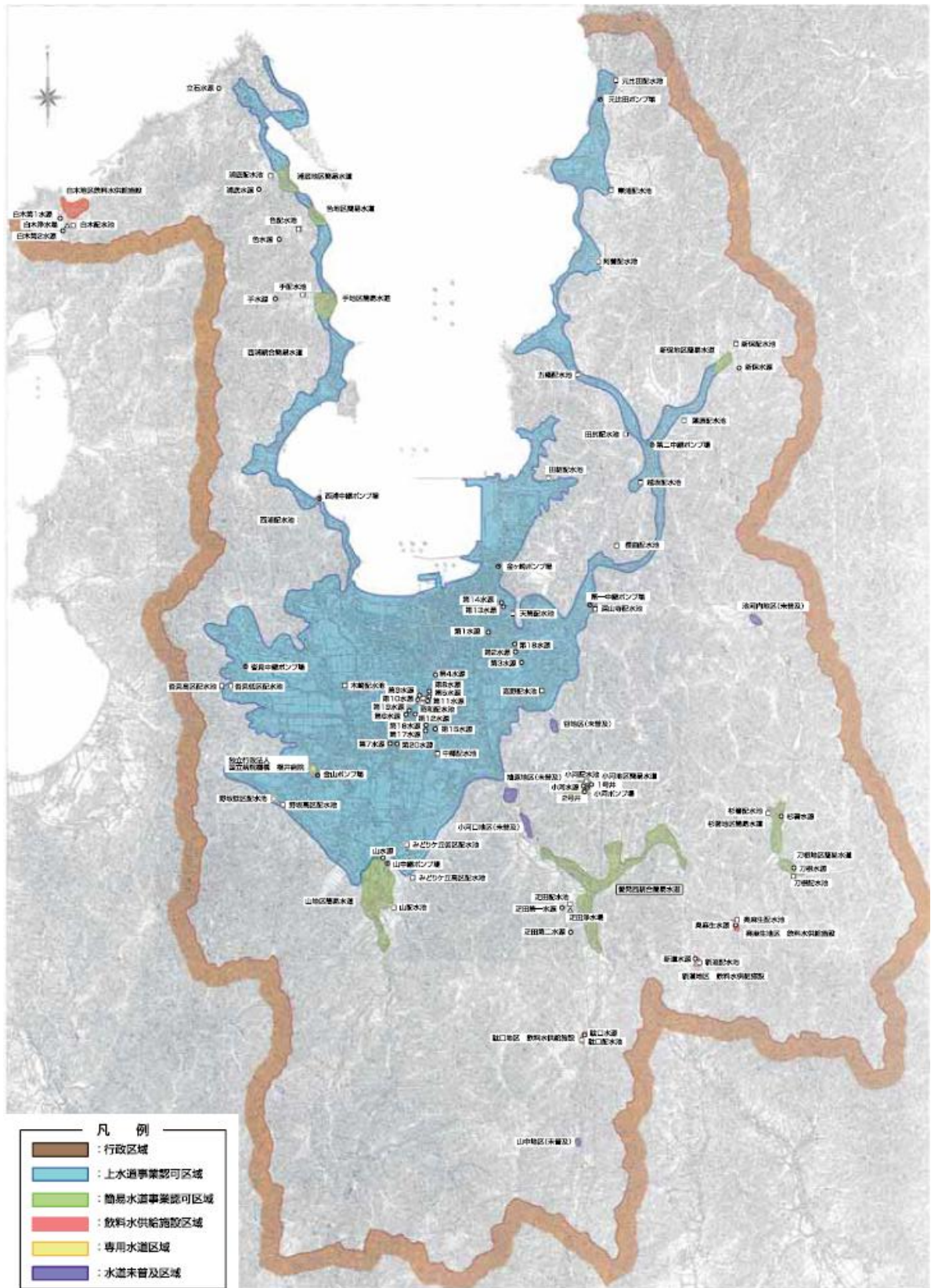
区 分		普及率	導送配水管、 排水管延長	年間総配水量、 総処理水量	浄化槽 設置基数
		(%)	(km)	(千 m <sup>3</sup> )	(基)
水 道	上水道事業	97.0	399	10,520	—
	簡易水道事業	2.2	34	200	—
下 水 道	公共下水道事業	79.7	306	9,147	—
	農業集落排水事業	3.4	37	246	—
	漁業集落環境整備事業	0.3	3	31	—
合併処理浄化槽設置事業		4.8	—	—	1,248

※普及率は、行政区域内現在人口に占める割合によって算出

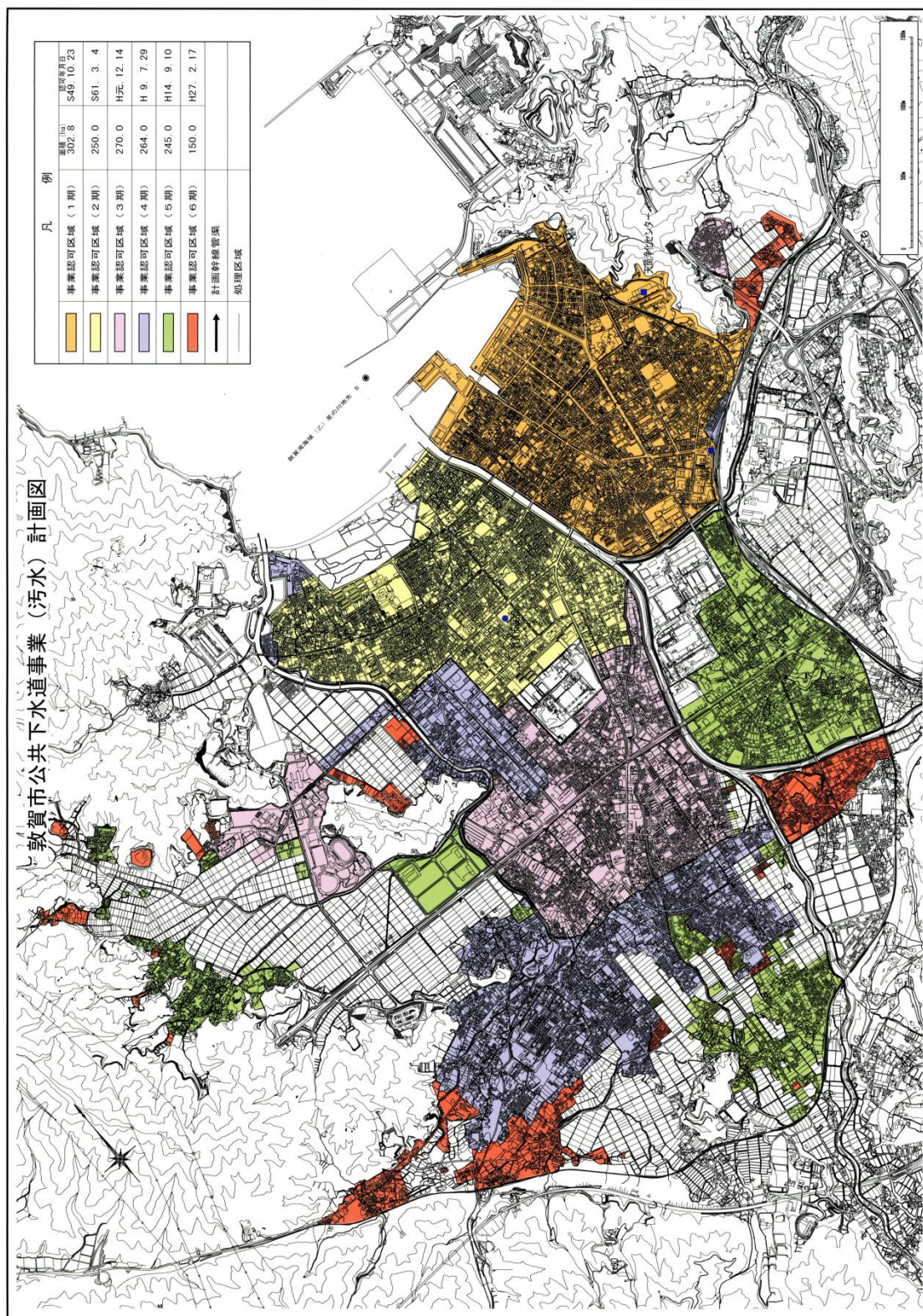
※上表は平成 27 年度末の状況であり、簡易水道事業は、平成 28 年 4 月に上水道事業に経営統合した

※上水道課、下水道課、上下水道サービス課

◆ 図表 1-5 敦賀市水道給水区域図



◆ 图表 1-6 敦贺市公共下水道事业（污水）计划图



再 興 戦 略				
1	2	3	4	5

## 第2節 市街地の活性化

### 【現況と課題】

#### － 中心市街地の現状 －

中心市街地は、本市の商業集積地域であるとともに、鉄道や港、氣比神社をはじめとする本市を代表し、観光資源になり得る地域資源が集積している地域です。平成34年度末に北陸新幹線敦賀開業が控える中、当該地域の活性化は、本市のまちづくりにおいて必要不可欠な要素であると言えます。

これまで、本市においては平成21年12月に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、当該地域の集客効果の発揮と回遊性の向上に向け、様々な施策に取り組んできました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、本市に立地する原子力発電所が長期運転停止となったこと、また平成24年3月末に神楽町に所在するアクアトムが閉館したことなどにより、認定中心市街地活性化基本計画に定める目標数値をいずれも達成することができませんでした。

特に、平成26年度の歩行者・自転車通行量（休日）は、認定を受けた年度の約6割の水準にまで落ち込んでおり、商店街へ波及効果やまち歩きによる回遊性が発揮されておらず、停滞しているという厳しい現実を受け止める必要があります。

#### － 北陸新幹線敦賀開業を見すえた活性化 －

現在、中心市街地の現状の中、平成34年度末の北陸新幹線敦賀開業に向けて、日常の来街だけでなく、観光誘客にもつながる活性化を進めていく必要があります。

この開業効果を取り込むためには、沿線自治体等との地域間競争に打ち勝つ必要があることから、敦賀ならではの地域資源を活かした活性化策に取り組んでいくことが求められています。

また、中心市街地活性化基本計画の実施に取り組む中で、他の自治体の認定区域と比較して広い中心市街地全域のまち歩きは、容易でないという現実から、公共交通機関等の充実や各エリア内における駐車場の確保などの対策を検討していく必要があります。

このような、北陸新幹線敦賀開業を見すえた活性化に取り組むことが、将来における地域間競争の中での開業効果の取り込みと、商業地域の活性化につながっていくものと考えられます。

## 一 官民の連携と役割分担 一

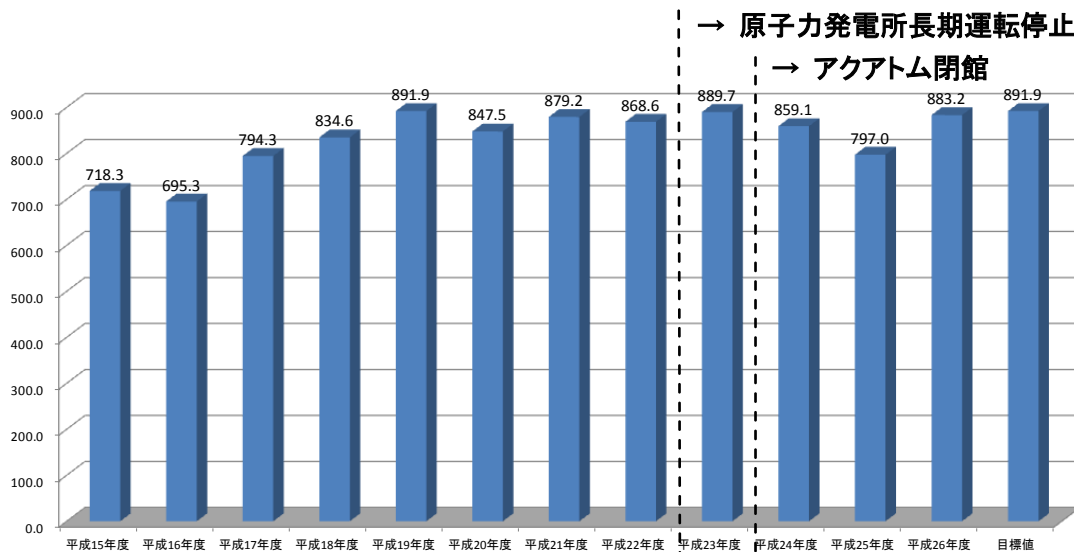
平成21年12月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画に定める事業計画のほとんどが本市が事業主体であるといった行政主導による活性化策に終始したという大きな反省があります。

しかし、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上といった中心市街地の活性化の本旨に立ち返るとき、民間部門との連携が不十分なまま、行政主導の取組が先行することは、特に商業地域の経済活力の向上の側面で、成果をあげることが困難であると考えられます。

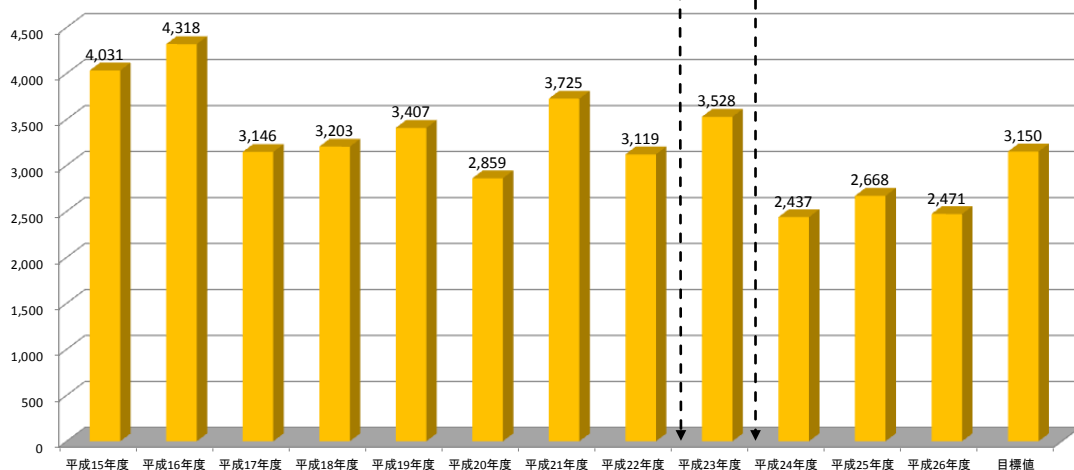
このことから、これまでの行政主導の取組を改め、中心市街地の活性化、特に商業地域における経済活力の向上の実現とその継続性の確保においては、本市はあくまで黒子に徹し、これを支援するといった民間部門のやる気と発意を前提とする、官民の連携と役割分担が求められています。

◆ 図表2-1 中心市街地活性化基本計画の数値目標の結果

### ・中心市街地における観光施設の年間入込客数の推移



### ・中心市街地における歩行者・自転車通行量（休日）の推移



※出典：認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告



## 【基本的な方向性】

本市の中心市街地は、商業機能だけでなく、本市がこれまで歩んできた歴史や文化を背景とした地域資源が集積する地域です。平成34年度末に北陸新幹線の敦賀開業を迎える中で、この効果を取り込むためには地域資源を活用した観光資源等の開発が必要となります。

また、これまでの取組が、実現が容易でない中心市街地全域のまち歩きを目標としていたことや、行政主導に偏りがちであったという反省を踏まえ、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) テーマ性をもった一体的整備

本市は、中心市街地を圏域内のそれぞれが持つ地域資源の特性等に応じて、「敦賀駅周辺エリア」、「氣比神宮周辺エリア」、「敦賀港周辺エリア」に区分し、開発等を進めてきました。平成34年度末に北陸新幹線敦賀開業を迎える中で、これまで以上に、各エリアの地域資源を重視する観点から、中心市街地全体を一体として捉えた整備を推進していきます。

その方向性として、「敦賀駅周辺エリア」は、北陸新幹線敦賀開業における本市の顔となることから、敦賀の玄関口としての賑わいを感じさせるエリアとして、交通結節機能と他のエリアへの誘導機能を重視します。

次に、「氣比神宮周辺エリア」は、市民の精神的支柱である北陸道総鎮守氣比神宮が鎮座し、古代の息吹を感じさせるエリアとして、氣比神宮そのものの文化的価値と観光地としての価値の向上を図るとともに、これに至る国道8号道路空間の有効活用により、周辺商店街への波及効果や「敦賀港周辺エリア」への回遊機能を強化します。

最後に、「敦賀港周辺エリア」は、国際港として発展した敦賀の近代史が凝縮した明治・大正浪漫と昭和ノスタルジーを感じさせるエリアであるとともに、鉄道と港の他に人道の港のエピソードといった観光客の方に最も来ていただきたい場所であることから、金ヶ崎周辺整備構想の実現に向け、民間投資を呼び込む中で、一体的な整備を推進します。

### (2) 回遊性の向上

これまで、中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画に基づき、まち歩きを推進してきましたが、各エリアを架橋する中心市街地全体のまち歩きは容易ではないことがわかってきました。また、北陸新幹線敦賀開業を見ずえるとき、二次交通の確保が重要となります。

このことから、本市の主要交通機関であるコミュニティバスを再編等により、二次交通の充実を図るとともに、各エリア内における駐車場の確保

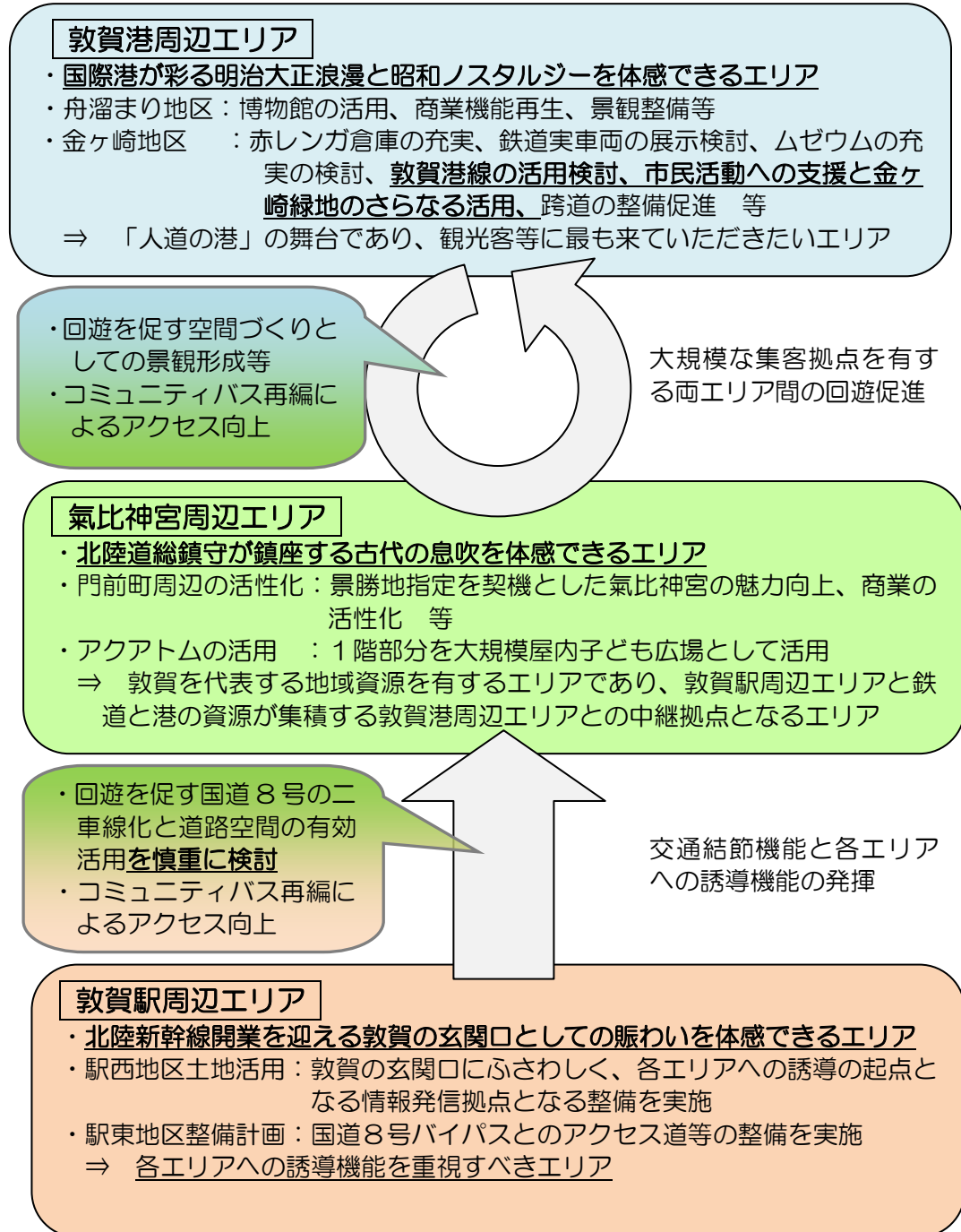
を検討していきます。

### **(3) 官民の連携と民間主導の重視**

これまで、本市の中心市街地の活性化は、中心市街地活性化基本計画に即し、進めてきましたが、これに定められる事業計画のほとんどは本市が事業主体であり、行政主導に陥りがちであったという反省があります。

このことから、中心市街地の活性化、特に商業機能の充実等については、民間部門のやる気と発意を前提とする中で、本市はあくまで黒子に徹し、これを支援するといった官民の連携と役割分担を重視して進めていきます。

◆ 図表 2-2 中心市街地における一体的整備に向けたテーマと方針等



再 興 戦 略				
1	2	3	4	5

### 第3節 新しい交通ネットワークの形成とまちづくりの展開

#### 【現況と課題】

#### 一 交通の要衝としての新しい局面 一

平成26年7月に、嶺南地域を横断する舞鶴若狭自動車道が全線開通し、嶺南地域の一体化が進むとともに、平成34年度末には長年の本市の悲願であった、北陸新幹線の敦賀開業を迎えます。

古代から、本市は交通の要衝として発展してきたことから、本市の発展は広域交通網の展開とともにあったと言えます。また、この広域交通網の発達には、必ずしも本市の発展要因となるだけでなく、衰退の要因としても作用してきた側面があります。

このことから、現在、平成18年のJR湖西線北陸本線の直流化開業、平成26年の舞鶴若狭自動車道の全線開通を端緒とし、平成34年度末に北陸新幹線敦賀開業を迎える中で、本市は新たな発展の転換点を迎えていると言えます。このような中で、この転換点を発展の契機とするために、観光振興策の充実だけでなく、新しい交通ネットワークの形成や第2産業団地の整備、そしてこれらの施策に対応した土地利用や都市構造の構築を検討していくことが求められています。

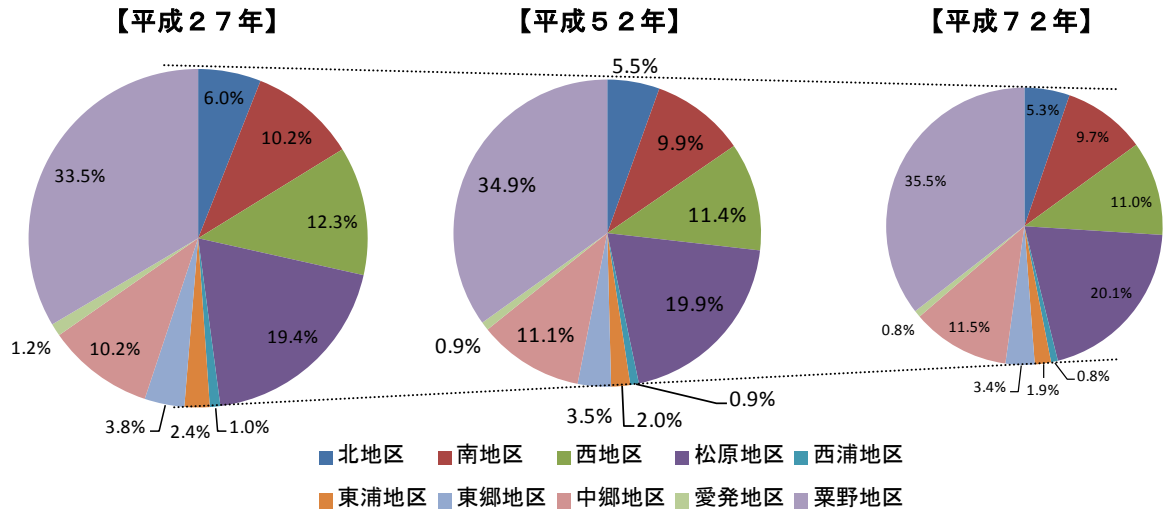
#### 一 都市機能の集約化と生活圏とのネットワーク化 一

人口減少社会を見ずえる中で、歩いていける範囲に都市機能を集約化させるコンパクトシティの考え方が、まちづくりの主要方策として捉えられてきました。

現在、本市の人口分布を概観すると、都市機能を集約すべきとされる中心市街地を構成する北地区・南地区・西地区において約19,000人の市民が居住する一方、いわゆる郊外とされる粟野地区において、これを大きく上回る約23,000人、総人口の3割以上の市民が居住するといった状況にあります。このような中、現状の都市機能を将来にわたって維持するとともに、生き物のように変化する都市の現実在即することが重要となります。

このことから、コンパクトシティを形成するための人口誘導策とあわせて、市全体の一体的な経済圏・生活圏としての維持に向けて、郊外における生活圏と市街地を結ぶネットワーク網を形成する観点から、市内幹線道路の整備とともに、公共交通機関の充実にあわせて取り組んでいく必要があります。

◆ 図表 3-1 本市の地区別人口分布の予測



※出典：敦賀市人口ビジョン

## 【基本的な方向性】

平成26年7月の舞鶴若狭自動車道の全線開通や平成34年度末の北陸新幹線敦賀開業は、交通の要衝である本市にとって新しい発展の転換点となることから、これに対応したまちづくりを展開していく必要があります。

このことから、新しい交通ネットワークの形成とこれに対応したまちづくりの展開について、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 広域交通網の整備促進及び市内幹線道路の整備推進

舞鶴若狭自動車道の粟野南地区における敦賀南スマートインターチェンジや、運行本数の増加をはじめとするJR在来線の利便性向上、そして北陸新幹線敦賀開業の早期実現に向け、関係機関への要請等を実施し、本市の新しい発展の基盤となる広域交通網の整備を促進します。

また、これらの市域を越える広域交通網の整備促進とあわせ、これに対応することができる市内幹線道路の整備を推進します。

### (2) 計画的かつ調和のとれた土地利用等の推進

人口減少が加速するだけでなく、舞鶴若狭自動車道の敦賀南スマートインターチェンジや北陸新幹線敦賀開業をひかえ、これに対応したまちづくりが求められる中で、計画的な土地利用を推進していきます。

また、将来の人口分布を見すえる中で、これまでのような中心市街地の一極集中型のコンパクトシティにとらわれることなく、土地利用及び都市構造の形成を検討していきます。

### (3) 公共交通機関の充実と利用促進

将来の人口分布の予測から、これまで以上に多極化した都市機能を有機的につなぐことが一層重要となることから、コミュニティバス等の再編に取り組むとともに、安定的な運営の確保に向けた利用促進を行います。



再 興 戦 略				
1	2	3	4	5

## 第4節 循環型社会の形成と環境の保全

### 【現況と課題】

#### 一 持続可能な社会 一

本市では、「さわやかな風 清らかな水 人と自然が共生し 未来に向かってみんなが行動するまち つるが」を環境未来像とする第2次敦賀市環境基本計画を策定しました。

この中で、市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するとともに、将来の世代に継承していくため、市民・市民団体・事業者・市が連携・協働して、環境負荷の少ない、自然と人との共生を基本とする持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

このことは世界的にも、「持続可能な社会」として重視され、健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、これを通じて、市民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受し、将来世代にも継承することができる社会として定義づけられています。この実現に向けては有限である資源の制約を前提とし、資源の使用量の削減、回収・リサイクル、再生可能資源の活用が重視されます。

このことから、戦後における高度経済成長を背景として、物質的な豊かさを享受する中で形成された、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動を転換し、持続可能な社会を実現することが求められています。

#### 一 循環型社会の形成 一

本市は基礎自治体として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の処理責任を有しますが、本市では環境基本計画に基づき、持続可能な社会の実現の一環として、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を定め、ごみ減量の推進やリサイクルの徹底等の目標を掲げています。

本市の一般廃棄物処理施設の現状は、ごみ排出量が近年の状況のまま大幅な変動がなく推移するならば、平成33年頃には現最終処分場の埋立地容量が限界に達すると推測され、また現焼却等処理施設は平成27年度をもって完了した延命化事業により、平成28年度から10年程度の施設寿命の延長が図られている状況にあります。

このことから、持続可能な社会の実現に向け、また本市の責務である一般廃棄物の適正処理を果たす上で、最終処分場及び焼却等処理施設の新規建設に取り組むことが喫緊の課題となっています。



## 一 環境保全の推進 一

持続可能な社会の実現に向けては、基礎自治体が法的責務を有する一般廃棄物処理だけでなく、環境基本計画に定めるように、自然環境・生活環境・地球環境等の保全に包括的に取り組んでいく必要があります。

特に、中池見湿地は、「袋状埋積谷」という特異な地形、約40メートルを越える泥炭層、そして多様な動植物の生息等が評価され、平成24年7月3日にラムサール条約湿地として登録されました。このことは、中池見湿地が、これまで市民が守り、継承してきたものであることから、敦賀市民の自然環境との共生が評価された結果であると言えます。

この保全活用に向けて、認知度の低さや人材・資金の確保等の課題がある中で、保全・再生、賢明な利用、交流・学習というラムサール条約の3つの精神に基づき、人々の自然を愛する交流の場及び次世代のための学習の場として活用することを将来像とする「敦賀市中池見湿地保全活用計画」を平成27年3月に策定しました。

今後は、この計画に基づき、中池見湿地の保全活用に取り組むだけでなく、この取組を通じて、自然環境保全に向けた市民の意識醸成を育んでいくことが求められています。

また、持続可能な社会の実現に向けて、この他に公害防止をはじめとする生活環境の保全や、低炭素社会の形成を目指す地球環境の保全に引き続き取り組むことで、循環型社会の形成、自然環境の保全とあわせて、総合的な環境政策を推進していく必要があります。

◆ 図表4-1 本市のごみ排出量の推移

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
分別ごみの種類	もやせるごみ	21,284	21,350	21,525	20,623	19,956	19,317	19,924	19,716	19,272	19,200
	資源ごみ	2,423	2,400	2,265	2,126	1,905	1,983	1,921	1,872	1,831	1,617
	ペットボトル	180	216	233	243	256	270	247	229	215	227
	粗大ごみ	3,443	3,442	2,622	2,698	2,614	2,724	2,384	2,508	2,468	2,193
	小型複合ごみ	170	130	120	81	80	133	134	129	125	116
	埋め立てごみ	415	341	225	210	168	141	138	132	121	111
	水銀含有ごみ	43	43	45	39	39	44	40	39	33	29
	軒下側溝汚泥	280	274	251	230	325	396	192	219	187	242
	魚腸骨	1,111	1,618	341	296	270	291	281	284	287	280
	古紙（ステーション収集）	541	532	516	478	799	783	794	774	719	661
収集量合計	29,890	30,346	28,143	27,024	26,412	26,082	26,055	25,902	25,258	24,676	
処理方法	焼却量	27,778	28,590	28,325	26,844	25,147	26,720	26,946	26,687	36,355	25,306
	資源ごみ選別処理量	2,423	2,400	2,265	2,126	1,905	1,983	1,921	1,872	1,831	1,617
	粗大ごみ等処理量	3,747	3,704	2,894	2,935	2,846	3,006	2,660	2,777	2,727	2,440
	ペットボトル処理量	180	216	233	243	256	270	247	229	215	227
	資源回収量	2,411	2,409	2,185	2,202	2,441	2,504	2,380	2,297	2,215	2,046
	埋立量	4,427	4,620	4,351	4,342	6,049	3,836	3,896	3,693	7,547	3,744
	魚腸骨	1,111	1,618	341	296	270	291	281	284	287	280
	古紙（ステーション収集）	541	532	516	478	799	783	794	774	719	661
処理量合計	42,618	44,089	41,110	39,466	39,713	39,393	39,125	38,613	51,896	36,321	

※清掃センター

## 【基本的な方向性】

戦後の高度経済成長を背景に形成された、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする経済社会活動等の中で、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっていることから、この実現に向けた環境政策の総合的な推進について、次のことを基本的な方向性とします。

### (1) 循環型社会の形成

持続可能な社会の実現に向けて、ごみ減量の推進やリサイクルの徹底をはじめとする循環型社会を形成していく必要がありますが、本市においては最終処分場や焼却等処理施設の新規建設時期を迎えつつあります。

このことから、一般廃棄物の安定的な処理を将来にわたり実施するため、平成32年度末までに新しい最終処分場を整備するとともに、新しい焼却等処理施設の整備計画等の策定を進めます。

### (2) 自然環境保全の推進

これまで市民が守り、継承してきた中池見湿地が、平成24年7月3日にラムサール条約湿地に登録されました。中池見湿地はこれまでの本市の自然環境との共生を象徴するものであるとともに、今回のラムサール条約湿地への登録は、これまでの市民の取組が評価されたものであると言えます。

このことから、「敦賀市中池見湿地保全活用計画」に基づき、中池見湿地の保全及び活用を推進するとともに、この取組を通じて、市民の自然環境保全への意識醸成を図っていきます。

◆ 図表4-2 ラムサール条約湿地「中池見湿地」の特徴及び登録理由

区 分	内 容
登録年月日	平成24年7月3日
湿地のタイプ	低層湿原、水田
特 徴	・規模：87ヘクタール ・地形：袋状埋積谷
国際登録基準	・特定の生物地理区の代表的、希少なタイプの湿地 ・絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 ・各生物地理区の生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地

### (3) 生活環境保全の推進

本市は、狭小な平野部に居住地域、商業地域、工業地域が集中するといった特性があることから、多様な用途をもった施設が混在しやすく、生活環境の保全に特に注意を払う必要があります。

このことから、市民が健康に暮らしていくために、環境汚染に関する監視等を継続し、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質等に脅かされず、安心できる環境の保全を推進していきます。

### (4) 低炭素社会の形成

地球環境の保全はその規模の大きさから、市だけでなく、市民、事業者等が連携・協働する中で進めていく必要があります。

このことから、第2次敦賀市環境基本計画に基づき、各主体が身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取組を実践することで、低炭素社会の形成に努めます。



清掃センター



赤崎最終処分場



中池見